

## 指定病院等における不在者投票の手引き

### 第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 富山県知事選挙及び富山県議会議員補欠選挙（高岡市選挙区）

#### ◇目次

No	内容	ページ
1	不在者投票をすることができる期間及び時間	P 1
2	指定病院等において不在者投票をすることができる者	P 1
3	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、富山県知事選挙、富山県議会議員補欠選挙（高岡市選挙区）で投票できる者	P 2
4	不在者投票の手続き（院長等が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合）	
	1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求	P 2
	2 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付、受領	P 4
	3 投票を記載する場所の設営	P 5
	4 不在者投票の方法及び手続	P 5
	5 代理投票	P 6
5	不在者投票の送致（市町村選管宛）	P 7
6	不在者投票者数の報告（県選管宛）	P 8
7	選挙人たる入院（所）者等が自ら投票用紙等を請求する場合	P 8
8	その他	P 9
9	よくある質問	P 11

#### ◇附録

No	内容	ページ
	市町村選挙管理委員会一覧	P 13
	知事選・衆院選・県議補選・氷見市長選に係る選挙人名簿登録について（R6. 10. 14 追加）	P 14

## 富山県選挙管理委員会

**第1 不在者投票をすることができる期間及び時間**

## 1 期間

(1)	富山県知事選挙	令和6年10月11日(金)から令和6年10月26日(土)まで
(2)	衆議院議員総選挙	令和6年10月16日(水)から令和6年10月26日(土)まで
(3)	富山県議会補欠選挙 (高岡市選挙区)	令和6年10月19日(土)から令和6年10月26日(土)まで

期間中には、氷見市長選挙(10月27日執行)も行われます。

【参考】氷見市長選挙の不在者投票をすることができる期間

10月21日(月)～10月26日(土)

氷見市長選挙の不在者投票については、本書とは別に、氷見市選挙管理委員会から各施設へそれぞれ通知されていますので、そちらも必ずご確認ください。

## 2 時間 各施設における投票時間は、午前8時30分から午後5時まで

※ 各施設において、特定の日時を定めて投票させることも可能です。遅くとも10月26日中に各市町村の選挙管理委員会(以下、「市町村選管」という。)へ到着するよう日程調整してください。また、各施設における不在者投票の周知については、別添「不在者投票のお知らせ」(参考例A)を参考にしてください。

※ 上記期間内に選挙人から申し出があれば、施設で定めた投票日以外でも投票させなければならないことにご注意ください。

**第2 指定病院等において不在者投票をすることができる者**

1 当該選挙における選挙権を有する入院(所)者等(以下、「選挙人」という。)で、選挙の当日、歩行が困難であることが見込まれる者。ただし、その者が属する投票区の区域外の病院等に入院(所)中の者は、歩行困難でなくても不在者投票をすることができます。

2 選挙の当日、刑事施設または代用刑事施設に収容中であると見込まれる者

**第3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、富山県知事選挙、****富山県議会議員補欠選挙（高岡市選挙区）で投票できる者**

- 1 選挙において投票を行うためには、当該選挙の選挙権を有することのほか、市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、当該市町村の住民基本台帳に引続き3箇月以上登録されている必要があります。

選挙人名簿の登録は、年4回行われるほか、今回の選挙に際しては、選挙公示日（告示日）の前日に、要件を満たす者が登録されます。

- 2 住民票を異動した場合、転出届を出してから4箇月は、転出元の市区町村の選挙人名簿に登録されています。富山県内の市町村で選挙人名簿に登録されていた方が県内の別の市町村に転出した場合、現在の市町村に転入届を提出してから3箇月を経過しておらず、転入先の市町村の選挙人名簿に登録される前であっても、転出元の市町村の選挙人名簿に登録されている限り、転出元の市町村で投票することができます。

**〈考え方〉**

7月に引っ越した方の考え方をp14に追加しました。（R6. 10. 14追加）

2回以上引っ越した方やご不明な方は関係の市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

**第4 不在者投票の手続（院長等が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合）**

注 以下、不在者投票管理者である院長又は各種施設の長（以下「院長等」という。）が、選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合について説明します。

なお、衆議院総選挙、富山県知事選挙、富山県議会議員補欠選挙で様式が分かれていますので、ご注意ください。

※ 選挙人が自ら請求する場合→8ページへ

**1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求****(1) 請求先**

当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村選管

※ 選挙人が船員（「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている者をいう。以下同じ。）である場合には、総務省令で指定する市町村（いわゆる指定港の市町村。富山県内では、富山市、高岡市、射水市、魚津市、氷見市、及び黒部市の6市。）選管の委員長に対して公示日（告示日）の翌日（富山県知事選挙は10月11日、衆議院議員総選挙は10月16日、富山県議会議員補欠選挙は10月19日）以後に請求することもできます。

**(2) 請求できる時期**

選挙期日の公示日（告示日）以前においても請求することができます。

## (3) 請求の方法

選挙人は、院長等に対して投票用紙等の請求の依頼をすることができます。

院長等は、投票用紙等の請求依頼を希望している選挙人本人に「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」(様式施-1-1/記載例1-1)を記載のうえ提出させるか、当該選挙人の希望を聞き取り、「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書(施設代理記載用)」(様式施-1-2/記載例1-2)を作成します。

請求依頼書に基づいて、当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村毎に、「請求書」(様式施-2/記載例2)を作成し、選挙人に代わって各市町村選管へ請求することになります(直接又は郵便で請求)。

※ 点字投票しようとする場合は、請求書の該当欄でその旨を申立ててください。点字投票用の投票用紙が送付されます。

※ 船員から請求の依頼があったときは、請求書に「選挙人名簿登録証明書」を添付してください。

なお、船員の不在者投票手続の詳細は、各市町村選管にお問い合わせください。

## — 注 意 —

- ① 「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」(様式施-1-1及び施-1-2)は、後日の証拠書類となりますので、院長等において厳重に保管しておいてください。
- ② 選挙人名簿登録されていない市町村に請求した場合は、投票用紙が送付されません。住所の書き間違いが散見されますので、自動車運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードにより住所等を確認するよう助言してください。特に、最近住民票を異動した選挙人の方についてはよく確認いただくとともに、ご不明な点は関係の市町村選管にお問い合わせください(→附録「市町村選挙管理委員会一覧」参照)。

## 2 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付、受領

請求を受けた市町村選管の委員長は、投票用紙等を院長等に直接交付（市町村選管まで取りに来ていただくこととなります。）又は郵送します※。（公示日以前に請求を受けた場合は、各市町村選管の定める日以後直ちに郵送します。）

※ 直接交付を希望するか、郵送を希望するかは請求書（様式施－2）に選択欄があるので、希望する方法を選択してください。

※衆議院議員総選挙、県知事選挙、県議会議員補欠選挙で告示日が異なるので、投票用紙を交付し始める日も異なるので、ご注意ください。（県知事選挙の告示日（10/10）は衆議院議員総選挙の公示日（10/15）と県議補欠選の告示日（10/18）がまだ来ていないので、県議補選分の投票用紙を交付することができない。）

### 注 意

#### 【交付されるもの】

院長等が選挙人に代わって投票用紙等を請求した場合、下記のもの交付されます。（小選挙区、比例区、国民審査分、それぞれ1セットずつ、計3セットあります。）

- ・投票用紙（1枚）
- ・不在者投票用内封筒（1枚）
- ・不在者投票用外封筒（1枚）

※ 点字投票の場合は、点字投票用の投票用紙が交付されます。点字投票と印刷又は押印してあるか確認してください。

※ 船員の場合、請求の際に添付した「選挙人名簿登録証明書」が返付されます。

#### 【投票用紙等の色について】

- ① 「投票用紙」と「不在者投票用封筒」は次のように色分けしていますので、これらを混同することのないようご注意ください。（参考例C）

不在者投票の区分	用紙（封筒）の色	印刷の色
富山県知事選挙	白色（封筒も同色）	黒色
衆議院小選挙区選出議員選挙	あさぎ（薄い水）色（封筒も同色）	黒色
衆議院比例代表選出議員選挙	ピンク色（封筒も同色）	黒色
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色（封筒も同色）	黒色
富山県議会議員補欠選挙 （高岡市選挙区）	だいたい色（封筒も同色）	黒色

- ② 点字投票用の「投票用紙」を請求した場合には、**点字投票**と印刷又は押印してあるか確認してください。

### 3 投票を記載する場所の設営

- (1) 投票記載所の設営については、参考例Bの略図に準じて設営してください。
- (2) 配置する事務従事者数については、十分な配慮をお願いします。

不在者投票管理者	院長等 ※院長等が候補者となった場合や外国人である場合は不在者投票管理者になれません。→ p 11 よくある質問 問1
立会人	選挙人名簿に登録された者の中から1名以上 ※院長等は、選挙権を有する者を立会人に選任し、投票の際にはその者を立ち合わせなければなりません。これを欠くときは、当該不在者投票は無効となります。
事務補助者	・投票用紙を交付する人（交付係） ・投票後、封筒等に必要事項が記載されているか確認する人（点検係） ・選挙人が代理記載を希望する際の補助者（2人）等

#### (3) 設営の注意事項

- ・投票の秘密が守られるよう設営してください（「一仕切に対して記載する者1人」を原則として投票させてください）。
- ・投票の記載が窓越しに見えるような設営は行わないでください。
- ・候補者の氏名及び政党等の名称の掲示は、行わないでください。 → p 11 よくある質問 問2
- ・投票箱や記載台の利用を希望する場合は、事前に市町村選管にご相談ください。

#### (4) 外部立会人の活用について

不在者投票管理者は、市町村選管が選定した立会人（外部立会人）を投票に立ち合わせることでその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません（公職選挙法第49条第10項）。制度や手続きについては、別添「指定施設の不在者投票における外部立会人等について」をご覧ください。

### 4 不在者投票の方法及び手続き

「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の交付を受けた選挙人は、院長等の管理の下で次により不在者投票を行うこととなります。

※ ただし、選挙人が自ら、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」等を請求し、かつ、自ら選挙人名簿の属する市町村又は他の市町村選管に赴いて投票する場合は、この限りではありません。

- (1) 投票を記載する場所において、「投票用紙」に自書させてください。
- (2) 自書が終わった「投票用紙」は、まず、「不在者投票用内封筒」に入れ、封（糊付け）をさせ、ついで、「不在者投票用外封筒」に入れ、さらに封（糊付け）をさせてください（参考例D）。
  - ※ 各封筒には、あらかじめ、糊がついています。
- (3) 上記(2)の「不在者投票用外封筒」の表面の「①投票者」欄に選挙人の氏名を自書させ、直ちに院長等に提出させてください。
- (4) 院長等は、選挙人から上記(3)の「不在者投票用外封筒」を受け取り、その表面に
  - i 投票年月日、ii 投票場所、iii 不在者投票管理者（院長等）名を記載し、立会人に署名させてください。立会人の署名は、必ず立会人が自署してください（参考例E）。

### 注 意

院長等は、選挙人が本人であるか疑わしいようなときは、可能な限り調査し、本人であることを確認のうえ、投票させなければなりません。本人であるか疑わしいまま投票させないでください。

## 5 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事由のため投票用紙を自書できないときは、次により代理投票をすることができます。

- (1) 希望する選挙人は、代理投票により投票したい旨を院長等に申請します。
- (2) 上記の申請があった場合において、当該選挙人が代理投票をすることのできる者であると認めるときは、院長等は立会人の意見を聴き、当該選挙人の投票を補助すべき補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから定めてください（立会人と補助者は兼ねられません）。この場合、補助者となる者の承諾を得てください。
- (3) 補助者の一方の立会いの下に、他の一人に当該選挙人が指示する候補者の氏名を「投票用紙」に記載させ、本人に確認させた後、前記4(2)に準じて封をさせ、さらに当該「不在者投票用外封筒」の表面の「①投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させてください。
  - ※ 「不在者投票用外封筒」表面の「②代理記載人」の欄は、下記(5)「代理投票の仮投票」の場合にのみ記載するものですので、それ以外の場合は記載する必要はありません。
- (4) その他の手続はすべて前記4に準じて行います。

### 注 意

- ① 本人の自書による投票が原則なので、あえて代理投票すべき事由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いて、なるべく選挙人自ら投票するように指導してください。
- ② 補助すべき者が投票について、選挙人本人の意思を確認できないときは投票できないことにご注意ください。

## (5) 代理投票の仮投票

次の場合は、選挙人に仮投票をさせなければなりません。

ア 院長等が、代理投票事由がないと認め、立会人の意見を聴いて、その拒否を決定したことについて、選挙人に不服があるとき。

イ 院長等が、代理投票事由があると認めたが、これについて立会人に異議があるとき。

これらの場合においては、前記(1)～(4)の手続によるほか、院長等は、「投票用紙」に候補者の氏名を記載した補助者に、その者の氏名を「不在者投票用外封筒」の表面の「②代理記載人」の欄に記載させなければなりません。

**第5 不在者投票の送致（市町村選管宛）**

- 1 院長等は、「投票用紙」の入った「不在者投票用封筒」を送付先の市町村別に整理した後、市町村別に作成した「投票の送致について」（様式施－3／記載例3）を添え、適当な封筒に入れて封をしてください。
- 2 封筒の表面に「不在者投票在中」と明記し、裏面に不在者投票管理者の住所・氏名を記載し、印（私印）を押してください。
- 3 「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を請求したが、投票を行わなかった者がいる場合は、その旨を「投票の送致について」の備考欄に記載するとともに、使用しなかった「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を同封してください（したがって、投票をした者が0人の場合も「投票の送致について」は提出が必要です）。
- 4 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村選管の委員長に、遅くとも投票日の前日（10月26日）までに到着するよう郵送してください。郵送にあたっては、特定封筒郵便の交付記録郵便（いわゆるレターパック）を用いてください。直接各市町村選管へ持参することも可能です。

※ 各市町村選管の送付先、連絡先は附録の市町村選挙管理委員会一覧を参照してください。

**注 意**

事務処理の円滑化と証拠保全の見地から、「投票の送致について」（様式施－3）は、必ず1通写しを取り、院長等において保存しておいてください。



## 第6 不在者投票者数の報告（県選管宛）

1 不在者投票者数（投票をした者の数）は、選挙の終了後、「不在者投票者数の調について」（様式施－4／記載例4）」により、10月28日（月）から11月22日（金）までに富山県選挙管理委員会に報告願います。

なお、「不在者投票者数の調について」表中の市町村別“不在者投票者数”は、「投票の送致について」の“当病院（施設）において投票をした者”と一致しますので、ご確認ください。

2 不在者投票に要した経費は、選挙終了後、「不在者投票者数の調について」による報告に基づき、投票をした選挙人1人について1,233円を交付します。

なお、経費の支払いは調に記載いただいた貴指定口座に振り込まれ、振込名義は「富山県ワンチームとやま推進室」となります。

※ 振込名義が「富山県選挙管理委員会」でないことにご留意ください。

※ 投票用紙等を請求しても、投票をしなかった者については、経費は交付されません。

<p>〈様式施－4の報告先・問合せ先〉 富山県選挙管理委員会 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話：076-444-3183</p>
---

## 第7 選挙人たる入院（所）者等が自ら投票用紙等を請求する場合

選挙人が自ら投票用紙等を請求し、施設で投票することも可能です。この場合には、前記の「院長等が選挙人に代わって請求する場合」と必要書類等が異なります。

### 1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求

選挙人が市町村の選挙管理委員会へ、「宣誓書（兼請求書）」（参考例F）により、直接又は郵便により請求することになります。

### 2 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付、受領

請求を受けた市町村選管の委員長は、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒（内封筒及び外封筒の計2枚）」を当該選挙人に直接交付又は郵送します。（公示日以前に請求を受けた場合は、市町村選管が定める日以降に直ちに郵送します。）

この時、投票用紙と不在者投票用封筒2枚に加え、以下の2つも送付されます。

- ・不在者投票証明書（封筒に証明書が封入）
- ・不在者投票の注意書

### 3 不在者投票の方法及び手続

施設において投票する際、院長等は、当該選挙人に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の提出を求め、これを点検するとともに、「不在者投票証明書」(参考例G)を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、当該証明書が本人のものであるかどうかを確認した後に「投票用紙」に自書させてください。**(「不在者投票証明書」の入っている封筒が開披されている場合は投票をさせないでください。)**

その他の投票方法は、代理請求の場合と同じです。

### 4 不在者投票の送致（市町村選管宛）

投票後、該当の市町村選管に送致してください（代理請求の不在者投票があれば同封しても差支えありません）。「不在者投票証明書」も、同封してください。

また、「投票の送致について」（様式施－3）も選挙人の市町村別に作成し、同封してください（代理請求の不在者投票があれば同一の様式に合わせて記載しても差支えありません）。

### 5 不在者投票者数の報告（県選管宛）

前記第6同様に、不在者投票者数（投票を行った者の数）を、選挙の終了後、「不在者投票者数の調について」（様式施－4）により、10月28日（月）から11月22日（金）までに富山県選挙管理委員会（以下、「県選管」という。）に報告願います。

※ 代理請求による不在者投票者数の報告があれば合わせて記載してください。

## 第8 その他

- 1 今回の不在者投票に係る「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」（様式施－1－1及び施－1－2）、「請求書」（様式施－2）の写及び「投票の送致について」（様式施－3）の写は、投票に関する書類として、今回選出される議員の任期期間中は院長等において厳重に保管願います。
- 2 不在者投票管理者（院長等）は、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。
- 3 院長等の管理する投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスター、立札並びに看板の類を掲示することはできませんのでご注意ください。
- 4 選挙期間中、施設内に候補者の氏名及び政党等の名称を記載したポスター等を掲示することは禁止されています。
- 5 事務の管理及び執行にあたっては、自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えたりすることのないようにしてください。
- 6 選挙人からの投票用紙等の請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

## &lt;参考&gt;

- ・ 投票所において、正当な理由なく選挙人が投票する際に指示をしたり、勧誘したり威圧するなどして投票に干渉する者は投票干渉罪に問われます。  
(公選法第 228 条。1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)
- ・ 投票を偽造し又はその数を増減した者は投票の偽造罪、投票の増減罪に問われます。  
(公選法第 237 条。3 年以下の懲役もしくは禁固 又は 50 万円以下の罰金)

7 不在者投票の送致については、確実に 10 月 26 日（土）までに、各市町村選管に届くよう郵送又は持参してください。特に天候の影響等により郵便物の遅配や郵便局の営業時間の短縮もあり得ることから、早めに行うようにしてください。（期日までに送致が行われない場合、当該投票は無効となることから十分に留意願います。）

不在者投票の送致先は当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村選管の委員長です。（県選管ではありません。）

8 その他、不在者投票の事務に関して疑問が生じたり、万一事故が起こったりした場合は、自分ひとりの判断で処理することなく、上司や関係の市町村選管に相談してください。

## 第9 よくある質問

	質問	回答
1	院長が長期入院等により不在者投票を管理できない場合、代理は誰か。	院長等に事故があり若しくは欠けた場合においては、 <u>院長等の職務を代理すべき者が不在者投票管理者</u> となります。なお、院長等が候補者となった場合や外国人である場合も、同様です。
2	不在者投票所に候補者の氏名や政党等の名称を掲示できないか。	たとえ、選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所やその周辺に候補者の氏名等を掲示することはできません（公職選挙法施行令第125条の4）。投票所の <u>外</u> に、選挙公報等を置いておくことは可能です。また、選挙人が、自分の意思で、メモや選挙公報等を投票記載場所に持ち込むことも可能です。この時、選挙人が、他の選挙人に見せることのないよう、十分注意してください。
3	県外在住者の選挙公報は送付されてくるか。	本県で指定した不在者投票施設に対し、県外の選挙管理委員会から選挙公報が配送されることはありません。必要があれば、当該選挙を管理する選挙管理委員会に、選挙公報の送付を依頼してください。
4	施設内の投票所ではなく、入院者等のベッドの上で投票できるか。	重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で、立ち会いがある限り可能です。この場合、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取り扱いを慎重にしなければなりません。なお、選挙人で、郵便等による不在者投票ができる人（要介護5の方等）は、郵便等による不在者投票を行うこともできます。該当される方が、郵便等による不在者投票を希望する場合は、可能な範囲で便宜をはかっていただくようお願いいたします。
5	投票の送致について、「レターパックを用いて」とあるが、レターパックを用いないと票が無効になるのか。	交付する経費1,233円について、レターパックの料金を基に積算されているため、レターパックをご活用願います。仮にレターパックを利用しなかった場合でも票が無効になることはありません。
6	不在者投票に要した経費が振り込まれない。	「富山県選挙管理委員会」ではなく「 <u>富山県ワンチームとやま推進室</u> 」名義で振り込まれます。

7	複数の選挙で投票した選挙人がいる場合、県へ請求できる経費は増えますか。	法で「 <u>投票をした選挙人1人について支払う</u> 」と定められているため、衆議院総選挙と県知事選と県議会議員補欠選挙の全てに投票した選挙人がいても請求できる経費が増えるわけではありません。 県知事選挙と氷見市長選挙の両方に投票した選挙人がいる場合も同様です。
8	県知事選挙と氷見市長選挙の両方に投票した選挙人がいる場合、経費の請求は県と氷見市両方にする必要はありますか。	経費については県から支払うので、氷見市への請求は不要です。

## 附録

## 市町村選挙管理委員会一覧

市町村名	所在地	電話番号
富山市	〒 930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号	(076) 443 - 2126
高岡市	〒 933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号	(0766) 20 - 1464
魚津市	〒 937-8555 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号	(0765) 23 - 1019
氷見市	〒 935-8686 氷見市鞍川 1060 番地	(0766) 74 - 8025
滑川市	〒 936-8601 滑川市寺家町 104 番地	(076) 475 - 2111
黒部市	〒 938-8555 黒部市三日市 1301 番地	(0765) 54 - 2111
砺波市	〒 939-1398 砺波市栄町 7 番 3 号	(0763) 33 - 1111
小矢部市	〒 932-8611 小矢部市本町 1 番 1 号	(0766) 67 - 1760
南砺市	〒 939-1692 南砺市荒木 1550 番地	(0763) 23 - 2003
射水市	〒 939-0294 射水市新開発 410 番地 1	(0766) 51 - 6640
舟橋村	〒 930-0295 中新川郡舟橋村仏生寺 55 番地	(076) 464 - 1121
上市町	〒 930-0393 中新川郡上市町法音寺 1 番地	(076) 472 - 1111
立山町	〒 930-0292 中新川郡立山町前沢 2440 番地	(076) 463 - 1121
入善町	〒 939-0693 下新川郡入善町入膳 423 番地	(0765) 72 - 1100
朝日町	〒 939-0793 下新川郡朝日町道下 1133 番地	(0765) 83 - 1100

## 知事選・衆院選・県議補選・氷見市長選に係る選挙人名簿登録について

## (1) 衆院選の選挙時登録まで (10/11～10/13)

異動	知事 【選挙時登録：10/9】	衆院選 【選挙時登録：10/14】	県議補選（高岡市） 【選挙時登録：10/17】	氷見市長選（氷見市） 【選挙時登録：10/19】
県外→県内	①7/9までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/10以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →投票できない			
県内→県内	①7/9までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/10以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →転出元で投票	期日前 開始前	期日前 開始前	期日前 開始前
県内→県外	→転出した時点で投票できない (転出する前であれば投票できる)			

## (2) 衆院選の選挙時登録日・公示日 (10/14～10/15)

異動	知事 【選挙時登録：10/9】	衆院選 【選挙時登録：10/14】	県議補選（高岡市） 【選挙時登録：10/17】	氷見市長選（氷見市） 【選挙時登録：10/19】
県外→県内	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →投票できない			
県内→県内	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →転出元で投票	期日前 開始前	期日前 開始前	期日前 開始前
県内→県外	→転出した時点で投票できない (転出する前であれば投票できる)			

## (3) 衆院選の期日前投票開始後、県議補選の選挙時登録前まで (高岡市以外：10/16～、高岡市：10/16)

異動	知事 【選挙時登録：10/9】	衆院選 【選挙時登録：10/14】	県議補選（高岡市） 【選挙時登録：10/17】	氷見市長選（氷見市） 【選挙時登録：10/19】
県外→県内	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →投票できない	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →転出元で投票		
県内→県内	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →転出元で投票	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →転出元で投票	期日前 開始前	期日前 開始前
県内→県外	→転出した時点で投票できない (転出する前であれば投票できる)			

## (4) 県議補選の選挙時登録日・公示日 (高岡市：10/17～10/18)

異動	知事 【選挙時登録：10/9】	衆院選 【選挙時登録：10/14】	県議補選（高岡市） 【選挙時登録：10/17】	氷見市長選（氷見市） 【選挙時登録：10/19】
県外→高岡市	①7/17までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →高岡市で投票 ②7/18以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →投票できない	①7/17までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →高岡市で投票 ②7/18以降に転入 (転入届後、3か月経過していない) →転出元で投票		
県内→高岡市	①7/17までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →高岡市で投票 ②7/18以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →転出元で投票		期日前 開始前	期日前 開始前
高岡市→県内	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →高岡市で投票	①7/14までに転入 (転入届提出後、3か月が経過している方) →転出先で投票 ②7/15以降に転入 (転入届提出後、3か月が経過していない方) →高岡市で投票		
高岡市→県外	→転出した時点で投票できない (転出する前であれば投票できる)			

